

令和4年第2回定例会

議案等参考資料

## 1 議案第1号関係

### おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
(支給対象者)	(支給対象者)
第3条 略	第3条 略
(1) 要保護者で、 <u>保護法第12条</u> に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助を受けている者	(1) <u>保護法第6条第2項</u> に規定する要保護者で、 <u>同法第12条</u> に規定する生活扶助又は同法第13条に規定する教育扶助を受けている者
(2) 及び(3) 略	(2) 及び(3) 略
<u>(支給の方法)</u>	<u>(支給の方法)</u>
<u>第8条 教育長は、就学援助費を概算払により学校長に交付し、学校長は、受給者から提出された就学援助費の対象経費に係る領収書その他の支出の状況を明らかにする書類（以下「対象経費書類」という。）を確認し、速やかに受給者に支給するものとする。</u>	<u>第8条 教育長は、学校長や受給者から提出された就学奨励費の対象経費に係る領収書その他の支出状況を明らかにする書類を確認し、4月から9月分の対象経費は上半期に、10月から翌年3月分の対象経費は下半期に学校長へ交付し、学校長は、速やかに受給者に支給するものとする。ただし、3月分学校給食費及び3月分通学費については、見込額により支給を行い、金額が確定したときは、速やかに精算し、支給した金額に不足があった場合は、不足分を受給者へ支給するものとする。</u>
<u>2 前項の規定にかかわらず、学校長は、就学奨励費の支給を教育長に依頼することができる。この場合においては、学校長は、受給者から提出された対象経費書類を教育長に提出するものとする。</u>	<u>2 教育長は、前項の規定による当該年度分の就学奨励費の支給が完了したときは、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（様式第4号）を作成するものとする。</u>
<u>3 教育長は、前項の規定による学校長からの依頼があったときは、対象経費書類を確認し、当該受給者に支給するものとする。</u>	<u>3 同条第1項の規定により学校長から支給を受けた受給者は、受領書（様式第5号）を学校長を経由して教育長へ提出するものとする。</u>
<u>4 教育長は、前項の規定による当該年度分の</u>	

改 正 案	現 行																				
<p><u>就学奨励費の支給が完了したときは、特別支援教育就学奨励費個人別支給台帳（様式第4号）を作成し、校長に送付するものとする。</u></p> <p>（支弁区分の決定の取消し）</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 教育長は、前項の規定により就学援助費の支弁区分の決定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定取消通知書（<u>様式第5号</u>）を校長を経由して当該受給者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（返還）</p> <p>第10条 略</p>																					
	<p>（支弁区分の決定の取消し）</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 教育長は、前項の規定により就学援助費の支弁区分の決定を取り消したときは、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定取消通知書（<u>様式第6号</u>）を校長を経由して当該受給者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（返還）</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 教育長は、第8条第1項ただし書きの規定により支給した金額に超過支給があった場合は、超過分を返還させることができる。</u></p>																				
	<p style="text-align: center;">様式第5号（第8条第1項）</p> <p style="text-align: center;">受 様 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>おもな就学奨励費（　　）について下記のとおり記入願います。</p> <p>おもな就学奨励費（　　）について下記のとおり記入願います。</p> <p>記入者氏名 印</p> <p>記入者氏名 印</p> <p style="text-align: center;">内 容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学校助費</th> <th rowspan="2">通学費</th> <th rowspan="2">就学旅行費</th> <th colspan="2">扶養親類等支給費</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>被扶養者</th> <th>被扶養者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学用品・通学用 品購入費</td> <td>新入学兒童化 新学用品・通学 用品</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校助費	通学費	就学旅行費	扶養親類等支給費		合計	被扶養者	被扶養者	学用品・通学用 品購入費	新入学兒童化 新学用品・通学 用品				合計						
学校助費	通学費				就学旅行費	扶養親類等支給費		合計													
		被扶養者	被扶養者																		
学用品・通学用 品購入費	新入学兒童化 新学用品・通学 用品				合計																

改 正 案	現 行
<p>株式会社 (商号: みらい)</p> <p>お取扱年月日 年 月 日</p> <p>(保有者氏名) 岩</p> <p>15・16市町村教育委員会 監査官</p> <p>特別支払教育委員会区分化改訂通知書</p> <p>特記の件について、平成における特別支払教育委員会区分化改訂を下記のとおり改訂致しましたので通知いたします。</p> <p>左</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童生徒名 おひらかわりこ 学校 第 年年</li> <li>2. 要介取分 区分</li> <li>3. 取扱年月日 年 月 日</li> <li>4. 改訂した理由</li> </ol>	<p>株式会社 (商号: みらい)</p> <p>お取扱年月日 年 月 日</p> <p>(保有者氏名) 岩</p> <p>おひらかわ市町村教育委員会 監査官</p> <p>特別支払教育委員会区分化改訂通知書</p> <p>特記の件について、平成における特別支払教育委員会区分化改訂を下記のとおり改訂致しましたので通知いたします。</p> <p>右</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 児童生徒名 おひらかわりこ 学校 第 年年</li> <li>2. 要介取分 区分</li> <li>3. 取扱年月日 年 月 日</li> <li>4. 改訂した理由</li> </ol>

## 2 議案第2号関係

おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領 新旧対照表  
(抜粋)

改 正 案	現 行
(申請書の提出) 第4条 略 2 学校長は、前項の規定により申請書等の提出があったときは、通学の経路及び方法等について、児童生徒の心身の発達段階、障害の状態・特性及び通学の安全性等の実情を考慮して、適當と認める場合には、申請書の学校記入欄に必要事項を記入のうえ、申請書等を教育長に提出するものとする。	(申請書の提出) 第4条 略 2 学校長は、前項の規定により申請書等の提出があったときは、通学の経路及び方法等について、児童生徒の心身の発達段階、障害の状態・特性及び通学の安全性等の実情を考慮して、適當と認める場合には、申請書の学校記入欄に必要事項を記入押印のうえ、申請書等を教育長に提出するものとする。
(通学費の支給方法) 第10条 教育長は、第7条第1号及び第2号に規定する対象経費について、第8条第1項により提出された領収書等の確認を行い、受給者に支給するものとする。	(通学費の支給方法) 第10条 教育長は、第7条第1号及び第2号に規定する対象経費について、第8条第1項により提出された領収書等の確認を行い、4月から9月分は上半期分として、10月から翌年3月分は下半期分として学校長へ交付し、学校長は、速やかに受給者へ支給するものとする。ただし、3月分については、見込額により支給を行い、金額が確定したときには、速やかに精算し、支給した金額に不足があった場合は、不足分を受給者へ支給するものとする。
2 略	2 略
(返納) 第12条 略	(返納) 第12条 略 2 教育長は、第10条第1項ただし書き以降の規定により支給した金額に超過支給があつた場合は、超過分を返還させることがで きる。

## 改正案

## 現 行

### 3 議案第3号関係

おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱 新旧対照表（抜粋）

改 正 案		現 行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
補助対象費目	補助対象経費	補助対象費目	補助対象経費
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
光熱水費	ガス燃料費	光熱水費	ガス燃料費
<u>手数料</u>	<u>クリーニング代、振込手数料など</u>	(新設)	
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

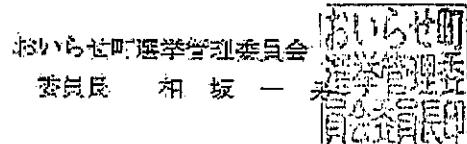
#### 4 協議第1号関係

##### おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦依頼通知

姓	名	性別	年齢	職業	課員	議員	担当
佐々木	和也	男	35	会社員	○	○	不

令和4年1月21日

おいらせ町教育委員会  
教育長 松井義一様

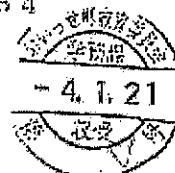


##### おいらせ町明るい選挙推進協議会委員の推薦について（依頼）

折りの候、貴職におかれましてはますます清祥のこととお喜び申上げます。  
さて、当協議会は選挙啓発や研修会等への参加など、明るい選挙を推進し民主政治の健全なる発展を図るための活動をしております。  
つきましては、貴団体構成員の中から当協議会委員に委嘱したいと存じますので、同封の推薦書に必要な事項をご記入の上、令月21日（月）までにご推薦くださいようお願いいたします。

\* 特定の選挙運動員や政治行動を行っている方、各種選挙の候補者やその親族の方は、当協議会の委員になることができませんのでご注意ください。

相 当 おいらせ町選挙管理委員会  
書記 柏原 雄一  
電 話 0178-56-2166  
FAX 0178-56-4364



5 報告第1号関係

令和3年度 おいらせ町教育奨励賞表彰者数

令和4年2月3日現在

学校名	表彰者数			R2年度 表彰者数
		スポーツ関係	文化関係	
下田小学校	3		3	
木内々小学校				4
木ノ下小学校	65	9	56	15
百石小学校	4	1	3	7
甲洋小学校	1		1	11
小計	73	10	63	37
下田小学校				
木ノ下中学校	3	2	1	1
百石中学校	1			
小計	4	2	2	2
合計	77	12	65	39